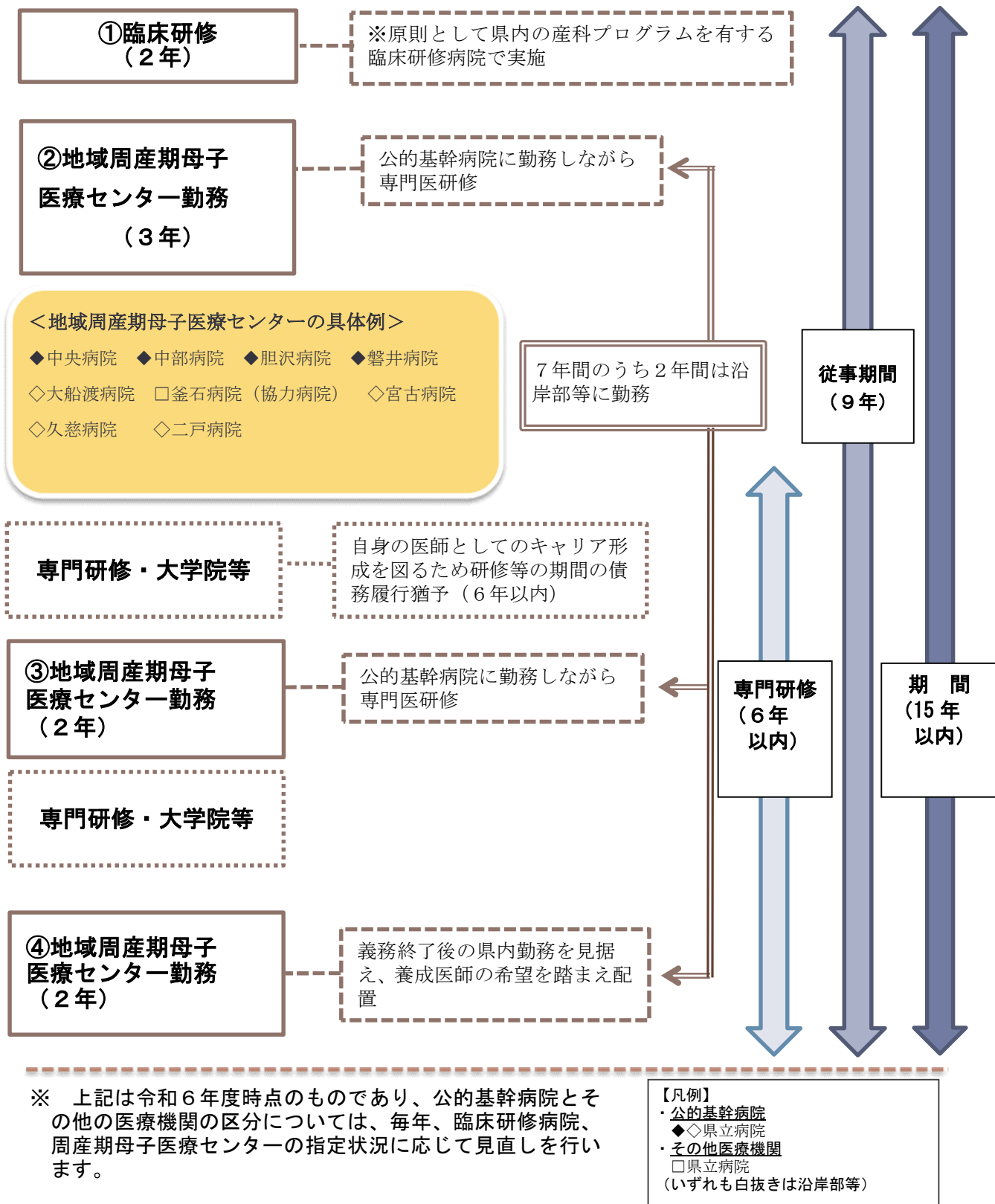


産婦人科特別枠の配置基本パターン



※ 上記は令和6年度時点のものであり、公的基幹病院とその他の医療機関の区分については、毎年、臨床研修病院、周産期母子医療センターの指定状況に応じて見直しを行います。

※ 産婦人科を専攻しなかった場合は、在職期間は12年間となり、うち9年間は一般枠の配置基本パターンに準じることとし、10年目から12年目のうち2年間は、「沿岸部又は県北部の公的基幹病院又はその他公的医療機関」にて勤務していただきます。